

ナチス政権成立期における金融思想の 展開と金融システムの新形成

—銀行制度調査委員会とライヒ信用制度法—

三ツ石 郁 夫

I. はじめに

第二次大戦後、いわゆるベルリン大銀行はナチス政権の協力者として行動し、その経済的力を背景にして不当な利益を得てきたとして強く非難されてきた。たとえばドイチェ・バンクやドレスナー・バンクは、軍需産業をはじめとする産業企業に対する支配力を背景にして、党・政府が要求する生産統制を指導し、また併合・占領地域での搾取において中心的役割を果たしたとされたのであった。¹⁾

大銀行がナチス成立に貢献したとする把握は、周知のように、すでに同時代においてコミンテルンによって「ディミトロフ・テーゼ」として定式化されていた。そこでは、「権力を持ったファシズムは、金融資本の最も反動的な、最も排外主義的な、最も帝国主義的な要素による公然たるテロ独裁である」と規定され、したがってファシズムの一形態であるナチズムは、金融資本の段階にある資本主義がもっとも発展した形態として把握されたのであった。言うまで²⁾

1) ドイチェ・バンクについて次の報告書参照。OMGUS, *Ermittlungen gegen die Deutsche Bank - 1946/47*, übersetzt und bearbeitet von der Dokumentationsstelle zur NS-Politik Hamburg, Nördlingen 1985, S.13-17. この報告書には様々な評価が与えられている。ジェームズによる最近のドイチェ・バンクに関する一連の研究においてはたしかに批判的観点が貫かれているが、同行幹部のアップス (Hermann J. Abbs) らはその道徳的後退によってナチス独裁に従わざるを得なかったとする点で、若干のニュアンスの変化がある。James, Harold, *Die Deutsche Bank im Dritten Reich*, München 2003, S.221-223.

2) 山口定『現代ヨーロッパ政治史』(下) 福村出版, 1983年, とくに304頁における整理を参照されたい。コッパーは、ナチス研究のなかで銀行業研究が立ち遅れているとし、その理由として、当時の金融関係史料が1989年まで旧東独において閉ざされていたことともに、このテーゼを検証する分析枠組が欠如していたことをあげている。Kopper, Christopher, *Banking in National Socialist Germany*, in: *Financial History Review*, 5, 1998, S.49.

もなく、こうした理解はヒルファディングの金融資本論に接続するものであり、第二帝政期からワイマール期における「銀行支配Bankenmacht」の問題で捉えられるといえよう³⁾。

ナチス政権と金融資本の関係が親和的に捉えられるにもかかわらず、ワイマール初期に作成された国家社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）の25カ条綱領は、明確に金融資本主義を批判の対象としていた。とくに党綱領のなかでも銀行と資本市場は、トラストや大土地所有と並んでイデオロギー的に激しく非難された領域の一つであり、第11条において規定された「利子奴隷制の打破Brechung der Zinsknechtschaft」はその象徴であった。ここで批判の対象となった高利貸し外国資本とそれに結びつく大銀行は、高利によってドイツ国民を搾取しているとされ、それは反ユダヤ主義思想によって増幅されつつ、ナチス経済要求の主要なスローガンとなっていたのである⁴⁾。

1931年7月のドイツ金融恐慌によってベルリン大銀行が深刻なダメージを受け、公的資金の注入などの公的支援に依存することになった後、1932年5月、ライヒ議会のナチ党グループは銀行業全体と信用供給の国有化を要求する「緊急計画」Wirtschaftliches Sofortprogrammを発表した⁵⁾。しかし、このような計画にもかかわらず、そしてこれらが党首ヒトラーによって繰り返し「不変」であると宣言されていたにもかかわらず、そこで規定された内容は、1933年1月30日のヒ

3) Hilferding, Rudolf, *Das Finanzkapital*, Bd. 2, Frankfurt am Main 1968, S.309f.（林要訳『金融資本論』大月書店、1961年、345頁）本稿では「金融資本」概念の検討は行わない。「銀行支配」の問題については、銀行と重工業との関係が後退すると捉えるものとして次の研究がある。Wixforth, Harald, *Banken und Schwerindustrie in der Weimarer Republik*, Köln u.a. 1995; Ziegler, Dieter, Die Aufsichtsräte der deutschen Aktiengesellschaften in den zwanziger Jahren. Eine empirische Untersuchung zum Problem der Bankenmacht, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 1998, S.194-215.

4) *Das Programm der NSDAP und seine weltanschaulichen Grundgedanken*, von Gottfried Feder, München 1933, S.19-23. 25カ条綱領自体は1920年2月24日に公表された。

5) Jacobsen, Hans-Adolf und Werner Jochmann (Hrsg.), *Ausgewählte Dokumente zur Geschichte des Nationalsozialismus 1933-1945*, III, Bielefeld 1961; Block, Jan, *Die Wirtschaftspolitik in der Weltwirtschaftskrise 1929 bis 1932 im Urteil der Nationalsozialisten*, Frankfurt am Main u.a. 1997, S.105f.

トラー政権掌握以降の金融政策において具体化されなかった。⁶⁾むしろこの時点で、ナチに近い経済理論家イエッセン (Jens Jessen) は「貨幣信用理論はナチ思想のなかでもっとも議論の多い部分である」と告白しなければならなかったのである。⁷⁾党内では、一方で大銀行を批判する中間層社会主義グループと、他方で産業企業家と銀行家への接近を図っていた資本主義グループとの対立が、政権初期においてなお決着していなかったのである。政府はこの時期にいかなる金融システムを構想していたのであろうか。

もとよりナチ政府と党は、党綱領が構想する経済システムにおいても金融機関がまったく必要ないことを要求するものではなかった。ヘルミツヒ (Simon Niklas Hellmich) によれば、ナチス運動の多元性にもかかわらず、イデオロギー的に4つの柱を認めることができるとしている。それは第一に人種政策、第二にアウトアルキー空間政策、第三に政治の優位、そして第四にドイツ社会主義的国民共同体の復元である。その上でヘルミツヒは、こうしたナチズムのイデオロギーにとって、金融機関のなかでも貯蓄銀行組織がより適合しうる可能性を持つことを指摘しているのである。実際、ナチス中間層グループと地方政治家は、大銀行ではなく、地方的な貯蓄銀行と信用協同組合を中間層と地方的な金融分権主義に適合的な金融機関とみなし、それによる経済体制を構想するのであった。⁸⁾それゆえナチ金融システムにおいてはベルリン大銀行だけでなく、むしろ貯蓄銀行とその中央機関である振替銀行 (Girozentrale) ないしランデスバンク (Landesbank) が重要な役割を担っていたと考えられるのである。

ナチ政府は政権掌握初期において、単に党綱領の実施という課題だけでなく、

6) James, Harold, *The German Slump. Politics and Economics 1924-1936*, Oxford, 1986, pp.343-347.

7) Jessen, Jens, Art. "Nationalsozialismus", in: *Wörterbuch der Volkswirtschaft*, 4. völlig umgearbeitete Auflage, Jena 1933, 3. Bd., S.350.

8) Hellmich, Simon Niklas, Großbanken und Sparkassen aus der Sicht der nationalsozialistischen Wirtschafts- und Soziallehren, in: Wixforth, Harald (Hg.): *Finanzinstitutionen in Mitteleuropa während des Nationalsozialismus (Geld und Kapital. Jahrbuch der Gesellschaft für mitteleuropäische Banken- und Sparkassengeschichte. 4)*, Stuttgart 2000, bes. S.17-19.

1931年銀行恐慌を再び招来しない金融システムを構築することと、さらに雇用創出と再軍備に適合的な信用体制を創出する課題に直面していた。本稿は、⁹⁾1933年に設置された「銀行制度調査委員会」の議論とその答申に基づいた1934年ライヒ信用制度法に焦点を当て、その内容とそれをめぐる諸勢力の主張を検討することによって、多元的なナチ金融思想が同時代の実務家・理論家の主張との関連のなかで、いかにして現実のナチ金融システムへと結晶化するかについて明らかにしようとするものである。¹⁰⁾

Ⅱ. 銀行制度調査委員会

1933年6月30日ナチ政府とライヒスバンクは、1931年7月のような金融機関の支払不能を繰り返さないために、銀行制度の再編と改革を決意し、そのためにいかなる法的措置が必要であるかについて、専門家の助言のもとにライヒスバンクと諸官庁、学界、そして金融業界代表者が意見を表明する場を設定し、その成果を政府とライヒスバンクが政策に利用し、そのためにライヒスバンク指導の下に委員会を設置すると発表した。¹¹⁾

9) 拙稿「1930年代前半におけるドイツ金融構造の再編過程——貯蓄銀行・公的金融機関を中心に——」『彦根論叢』第353号、2005年3月、85～102頁。

10) こうした問題に関連する研究として、日本では加藤國彦「1931年ドイツ金融恐慌と金融制度改革——金融規制から金融統制へ——」（安部悦生編著『金融規制はなぜ始まったのか——大恐慌と金融制度の改革——』日本経済評論社、2003年、所収）がある。そこでは、1931年金融恐慌に端を発した金融救済措置が、為替管理と貿易管理を伴って1934年ライヒ信用制度法（金融監督制度と貯蓄銀行改革）までに金融規制とその法制化へといたり、再軍備金融機構の整備を経て1939年ライヒスバンク法までに金融統制の国家的制度化として完成する過程が、いわば直線的に描かれている。本稿では、ナチ期全体ではなく、その前半期を対象としつつ、ナチス金融体制形成の思想状況を明らかにしようとするものである。

11) Pressenotiz, den 30. Juni 1933, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, hrsg. vom Untersuchungsausschuß für das Bankwesen 1933, I. Teil: Vorbereitendes Material (Ansprache und Referate), 2 Bde., Berlin 1933, S. 5.; Wandel, Eckhart, *Das deutsche Bankwesen im Dritten Reich (1933-1945)*, in: *Deutsche Bankengeschichte*, Bd. 3, Frankfurt am Main 1983., a.a.O., S.150. とくにこの銀行制度改革をめぐる政府・ナチス党内および関係業界の内部事情については、次が詳しい。Kopper, Christopher, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus. Bankenpolitik im "Dritten Reich" 1933-1939*, Bonn 1995, S.51-125.

同年9月6日、「1933年銀行制度調査委員会」第1回会議が開かれた。このいわゆる「15人委員会」では、ライヒスバンク総裁シャハトが委員長として、副総裁のドライゼ (Dreyse)、枢密顧問官フリードリヒ (Friedrich) とともに中央銀行の利害を代表して議論をリードした。経済省からは次官ポッセ (Posse)、大蔵省からは次官ラインハルト (Reinhardt) がそれぞれ利害を代表した。またライヒ銀行監督官のエルンスト (Ernst) はその仕事の性格上ライヒスバンクと協力関係にあった。他方でポッセの同僚である経済省次官フェーダー (Feder) はむしろ党の職業身分思想を主張する立場から参加した。また7月に経済問題総統全権委員に就任したケプラー (Keppler) は党とヒトラーとの経済政策に関する仲介役として委員の席を占めた。この他、ライヒ統計局長官ライヒャルト (Reichardt)、ザクセン財務省からラント利害を代表するクリーン (Klien) が参加し、またナチス党に近い筋からさらに農業省次官バック (Backe)、ハンブルク市長クロクマン (Krogmann)、フランクフルト商工会議所会頭リュアー (Lüer)、重工業家フェーグラー (Vögler) が加わり、そしてキール大学の経済学教授イエッセンが委員として名を連ねた。¹²⁾

第1回会議の冒頭ではシャハトとケプラー、そしてフェーダーがそれぞれ短いスピーチを行っている。そこにはこの委員会が当初かかえていた問題が示されているので、以下に概略を示しておこう。

シャハトはまず、ドイツの銀行制度が第一次大戦とその後の一連の出来事によって深刻な被害を受け、時代の経済問題にもはや対処できない現状を認識し、それゆえ銀行アンケートを実施してその成果を立法や行政措置に反映することを委員会の目標としている。その場合、銀行とは貨幣の管理者であって、信用を配分することによって経済活動を高める役割を持っている。貨幣を創造するのは国家の役割であった。シャハトがこの時期の問題として重視していることは、国内における貸付資本の狭隘化であった。それゆえ、この関連ではライヒの通

12) Wandel, a.a.O.; Kopper, S.88-90. このなかでイエッセンは1932年以来ケプラー・ライスと緩い関係を持ち、ナチス寄りの拡張的な貨幣信用政策を主張していたが、フェーダーらの職業身分的イデオロギーとは距離があった。

貨政策とともに、発券銀行としての中央銀行の責任は大きいと考えていた。

こうした点でシャハトが大きな関心を寄せているのは銀行国有化問題であった。銀行領域において公的組織が占める部分はしだいに高まっていた。それゆえ信用配分において民間銀行から公的組織へ役割が移動することが議論されるべき問題であった。この問題に対するシャハトの考えはこのスピーチで明確に述べられてないが、それでも次のように暗示している。それは危機の時代に対応する銀行制度が十分に整備されてなかったために、国家が民間銀行の領域に巻き込まれ、過大な支出を迫られたという認識であって、公的経済と民間経済との無秩序と対立が危機をもたらした¹³⁾というのであった。

ケプラーはヒトラーの全権委員という立場からまず指導者原理と公益優先原理を述べたのち、資本は経済に奉仕し、経済は国家に奉仕する観点から、銀行が資本を生産活動のために配分する機能を果たしていないことを指摘している。それは銀行業の活動がますますベルリン大銀行へと集中し、ベルリンの本店によって地方の銀行が支店網に編成されていることに原因があるとする。つまり地方の生産者に対する信用がベルリンの一部の官僚組織によって決定され、ここに中央と地方の断絶が生じているというのである。それゆえケプラーは再度銀行を地方に分散化することを要求するのである。

さらにケプラーは、金融機関の諸業態があらゆる業務をそろえるユニバーサル化によって収益性を低下させていることを問題としている。その例として貯蓄銀行をあげ、この金融機関は労働者や下層民のためのもっとも安全で信頼できる貯蓄金融機関に専門化すべきであるとしている。これに関連して高利子率の問題を指摘している。これは金融市場自体にも問題はあるが、金融機関においてもその多様な業務と全国支店網形成、さらに銀行飽和状態のために収益性が低下し、それが金融機関を投機的業務へと誘引している。それゆえ金融機関の業務制限と専門化によって収益性を高め、それによって利子を引き下げるべきと

13) Ansprache des Herrn Reichsbankpräsidenten Dr. Schacht in der Sitzung des Untersuchungsausschusses am 6. September 1933, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, S. 9-12.

述べている。¹⁴⁾

フェーダーは貨幣制度を経済の交通手段と捉え、他の領域と同様に、この領域においても民間経済は国家の前面に現れてはならないとする。そして国家的課題を担うのがライヒスバンクである。貨幣制度は国家の権力領域に属する高度な秩序であるがゆえにその国有化を要求するのであるが、その場合、貨幣・信用取引のなかで貨幣創造と貨幣流通は国有化すべき領域であり、それ以外の対物信用は国家と民間双方の領域、そして対人信用は民間領域とする。

こうした原則にしたがってフェーダーが委員会の議論に要求する点は、第一にライヒスバンクと郵便、貯蓄銀行と信用組合がそれぞれ保有している従来の振替網を統一し、貨幣流通を迅速化すること、第二に金融機関の自己資本を高めること、第三に貨幣創造者としての国家による経済活動の促進手段、第四に経済に奉仕する銀行制度の形成である。¹⁵⁾

ここまで紹介した3人のスピーチから、この調査委員会をめぐって存在していた問題の構図が浮かび上がってくる。それらは第一に銀行国有化問題、第二に金融機関の専門化ないし分業化問題、第三の貯蓄銀行の業務制限である。これらの問題が当時の実務家と銀行理論家のなかでいかに議論されたかについて次に検討したい。

Ⅲ. 調査委員会をめぐる議論の展開

(1) シャハトの基本的立場

銀行調査委員会は10月に入って関係機関へアンケートを送付し、学界と実業界から議論すべきもっとも重要な問題に関して26の報告を受け、そして11月14日には専門家への公開聞き取り調査が始まった。これは第一部民間銀行、第二部公的銀行と信用組合、そして第三部貨幣・資本市場の順序で、合計27回の会

14) Ansprache des Herrn Beauftragten für Wirtschaftsfragen Wilhelm Keppler in der Sitzung des Untersuchungsausschusses am 6. September 1933, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, S.12-17.

15) Ansprache des Herrn Staatssekretärs Feder in der Sitzung des Untersuchungsausschusses am 6. September 1933, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, S.17-19.

議（一部公開，他は非公開）が開かれ，ここへ計123人の専門家が招かれた。聞き取り調査は12月20日終了し，各テーマごとの報告は「1933年銀行制度調査」というタイトルで公刊された。¹⁶⁾

これらの会議において議論されたなかで最も重要な論点は，銀行国有化問題であった。1931年夏の銀行救済措置においてベルリン大銀行にはライヒと金割引銀行の資金が注入されていたのであったが，それによってベルリン大銀行の部分的国有化が進行しつつあった。またこの時期のイギリスにおいて実際に銀行国有化が進んでいたことも，この問題が委員会で論点になる要因となっていた。シャハト自身は報告書を提出しておらず，前項でふれたスピーチのなかで，中央銀行の権限強化および国家と民間経済との区別の明確化が重要であるとして，国有化に慎重な態度をとっている。

ちょうど銀行調査委員会の議論が進んでいる同じ時期に，雑誌『デア・ドイチェ・フォルクスヴィルト』（Der Deutsche Volkswirt）は「銀行改革」問題について特集を組み，シャハトをはじめ，多方面から合計14名の銀行実務家と理論家の意見を掲載している。¹⁷⁾ そのなかでシャハトは，1931年金融恐慌が生じた原因として，第一に信用・財政政策に関する諸問題に関してライヒ政府とライヒスバンクの間で継続的な協議が欠如していたこと，ライヒスバンクと諸銀行の間で緊密な協力が欠如していたこと，金融機関相互の間でも親密な連帯が欠如していたことをあげ，これらの問題を改革することが銀行調査委員会のもっとも重要な課題であると述べている。¹⁸⁾

16) *Untersuchung des Bankwesens 1933*, I., 1. und 2. vorbereitendes Material (Ansprache und Referat) II. Statistiken, Berlin 1933/34. さらに草稿段階で印刷されたものとして，*Materialien zur Vorbereitung der Bankenquete 1933*, hrsg. vom Centralverband des Deutschen Bank- und Bankiergewerbes.; *Die Deutschen Sparkassen und Girozentralen. Ein Beitrag zur Bankenquete*, hrsg. v. Deutschen Sparkassen- und Giroverband, Berlin, November 1933があるが，本報告では確認していない。

17) この特集は同誌の9月15日号から12月8日号まで掲載された。公的な銀行制度調査委員会が非常に細部にわたる議論を続けたのに対して，同誌での議論は，もっとも根本的で注目を集めている論点について関係者が寄稿している点で特徴的である。Bankenquete des "Deutschen Volkswirts", in: *Der Deutsche Volkswirt*, 7. Jg., Nr.50, 1441.

18) Schacht, Hjalmar, Die Aufgaben der Bankenreform, in: *Der Deutsche Volkswirt*, 7. Jg., Nr.50, 1441-1443.

さらにシャハトは翌34年1月26日キール大学でなされた「国家社会主義的銀行改革」と題した講演において次のように述べている。「(銀行恐慌において)犯された誤りはけっして銀行制度の欠陥ではなく、実際には銀行制度を指導した人物が制度の外部で進行しつつある状況に対処するに十分な能力を欠いていたことに原因がある。…銀行改革の現実的課題は現行の組織形態を他の形態と取り替えることではなく、指導者の心情、すなわち国家と国民に対する指導者の態度を改革することにある。国家社会主義的銀行改革とは外面的なシステムではなく、貨幣・信用・銀行制度の指導者の内的心情を改革することにある。国有化か民間銀行か、あるいは両方かということは二義的である。重要なのは国家社会主義的銀行制度を構築することである。¹⁹⁾」ここでシャハトは銀行組織については現状維持を主張することによって、国有化に反対しているとして取ることができる。むしろシャハトは、第一次大戦後、銀行業のなかに公的機関²⁰⁾が参入し、それが「銀行過剰問題」を引き起こしていると考えていた。

これに対して党綱領執筆者フェーダーは、先に見たように一部の信用業務を除いて国有化を要求している。ここにまず大きな対立を見て取ることができるが、やはり党の立場を代表するなかでもヒトラーに近いケプラーは大銀行の分散化を主張していた。この考えは、ヒトラー政権樹立に大きな貢献を果たしたケルン商工会議所会頭で個人銀行家のシュレーダー (Kurt von Schröder) による地域銀行構想 (Regionalbankenplan) に由来していた。²¹⁾

(2) 銀行国有化への賛否とその背景

19) Schacht, Die nationalsozialistische Bankenreform, in: *Die Bank*, 27.Jg., 53.Bd., 31.Jan. 1934, S.150f.

20) Schacht, Die Aufgaben, S.1442.

21) ジェイムズによれば、銀行改革問題に関して、シャハトをはじめとしたライヒスバンク関係者とドイツ銀行家・個人銀行中央連合は民間銀行擁護派、フェーダーやキール大学教授ベンテ (Bente)、それに信用組合を基盤とするヘルフェリッヒ (Helferich) は国有化ないし国家管理を主張し、他方でシュレーダーとボッフムのヴェストファーレン銀行代表ラッシェ (Karl Rasche) が地域銀行計画を支持していたということである (James, Harold, *Verbandspolitik im Nationalsozialismus. Von der Interessenvertretung zur Wirtschaftsgruppe: Der Centralverband des Deutschen Bank- und Bankiergewerbes 1932-45*, München/Zürich 2001, S.61-71.)

シュレーダーの構想は、ベルリン大銀行の業務が大口信用中心となり、地方銀行（Provinzbanken）と個人銀行が中小企業向け信用を分担している状況を問題とし、両者を健全に混在する銀行を創設するために、大銀行のなかでもドレスナーバンクとコメルツバンクをベルリン中央と地方に分解し、両行の主要な高収益支店を地域ごとに合併して「地域銀行」（Regionalbank）とし、それが域内の資金調達と信用供給を独占的に担当する、健全でリスクのない地域信用構造を構築しようとするものである。さらにこの銀行は私的性格ではなく、まずその資本金としてライヒと金割引銀行ならびに雇用創出仲介銀行であるドイツ公共事業会社（Deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten AG）が参加することによって公的性格を持ち、またその信用業務として公的団体への信用供給、とりわけナチスの地方行政組織「ガウ」への信用と商業会議所と結びついた管内中小企業への信用供給をカバーしていた。²²⁾

こうした銀行国有化と地方銀行構想に対して明確な反対を示したのがベルリン大銀行や地方銀行、そして個人銀行を網羅して束ねる利害組織である「ドイツ銀行業・個人銀行中央連合（Centralverband des deutschen Bank- und Bankiergewerbes）」である。中央連合は銀行国有化だけでなく、同時に次に述べる銀行業務の制限、すなわちドイツ型兼業銀行制度の制限に対しても反対運動を繰り広げていくことになるが、その戦略は第一に31年金融恐慌についてその責任は信用銀行制度にはないこと、第二に信用銀行がドイツ国民経済に奉仕していることを立証することであった。

第一の問題を明らかにするためには、中央連合会長であるフィッシャー（Otto Chr. Fischer）（ライヒスクレディット・ゲゼルシャフト）が調査委員会へ提出した「信用政策の誤り」（Die fehlerhafte Kreditpolitik）という専門家報告が参

22) von Schröder, Kurt Freiherr, Regionalbanken, in: *Der Deutsche Volkswirt*, 8 Jg., Nr. 5, Nov. 1933, S. 185-189. この構想は単なる経済関係から構想されただけでなく、ガウを通じてナチス地方支配の金融的手段としても構想されていたということができ、それゆえ党関係者はこの構想に対して賛成の声を上げたのである。Kopper, *Zwischen Marktwirtschaft und Dirigismus*, S. 94-97.

23) Fischer, Otto Chr., Die fehlerhafte Kreditpolitik, in: *Untersuchung des Bankwesens* 1933, Bd. 1, S. 493-538.

考になる。このなかでフィッシャーは、第一次大戦によってドイツ国内の資本供給が減少し、国内における資本の需給ギャップがドイツの信用銀行を外資に依存する構造へと歪めたとし、その場合さらに貯蓄銀行組織が国内の多くの貯蓄資金を集め、それを住宅建設と自治体信用に流したので、信用銀行の信用業務に必要な流動資金が大幅に欠如したと述べ、31年恐慌は個別銀行において流動性を考慮した信用政策が行われなかったことに起因すると説明している。²³⁾

さらに第二の点では、中央連合は精力的に信用銀行が国民経済に奉仕していることを統計によって証明しようとした。これは実際にはヴィクトリウス (Curt Victorius) がまとめた統計によって主張された点であるが、その内容は第一に、大銀行が重工業に信用を集中し、中間層を無視しているという批判に対して、ベルリン大銀行が実際には中間層に多くの信用を供給していることを統計で明らかにし、第二に金融機関各業態における利ざやの統計を示すことによって、信用銀行が不当な利益を得ていないことを証明し、第三にドイツの銀行業が飽和状態にあるとの批判に対して、それは貯蓄銀行と信用組合に当てはまることで、信用銀行はむしろ減少している。また短期信用がベルリンに集中しているとの批判に対して、むしろ信用はベルリンから地方に流れていることを証明しようとした。²⁴⁾

ドイツ銀行家・個人銀行中央連合の精力的な活動とライヒスバンクの指導によって、調査委員会は11月28日の会議でシュレーダーの地方銀行構想を否決した。この問題に関連して、ケプラーは信用銀行の地域的な分散化だけでなく、ユニバー

24) Victorius, Curt, Zur Kreditverteilung im privaten Bankgewerbe, in: *Bank-Archiv*, 31.Jg., Nr. 7, Jan.1932, S.144-146; Ders., Zinsspanne im deutschen Kreditgewerbe. Nach einer Sondererhebung der Reichsbank, in: *Bank-Archiv*, 33.Jg., Nr. 6, Dez.1933, S.128-132.; Ders., Zur „Übersetzung“ im deutschen Kreditgewerbe, in: *Bank-Archiv*, 34.Jg., Nr. 1, Okt.1934, S. 16-18. ジェイムズによれば、このうち中間層信用に関する部分は交互計算業務を分離して示さないことによって事実を歪めて報告されたということである。ヴィクトリウスの統計が信用銀行擁護を目的として構成されたことを考えれば、3つの統計とその主張はいずれも割引いて考えねばならないだろう (James, Harold, *Verbandspolitik im Nationalsozialismus*, S.62f.)。

25) さしあたり、須藤功『アメリカ巨大企業体制の成立と銀行——連邦準備制度の成立と展開——』名古屋大学出版会、1997年、136～139頁、を参照されたい。

サル業務の分散化をも提起していた。いわゆる伝統的なドイツ型兼営銀行はすでにワイマール期に実質的に変化していたが、20年代末にはフルセットの銀行業務が反対に収益性の低下と金融リスクの上昇を招いていていると指摘していた。銀行恐慌においてこうした認識はさらに強まり、またアメリカ合衆国において金融恐慌防止のために1933年6月に成立した銀行法（グラス・スティーガル法）²⁵⁾による銀行業務と証券業務の分離が影響していたといえよう。しかし中央連合の強力な反対運動と調査委員会における実務家からの意見が支配的ななかで、11月28日の会議では、31年恐慌は信用制度の制度の欠陥というよりも外生的要因に原因があるとして、大銀行の国有化や分割は行わないとされた。²⁶⁾

（3）貯蓄銀行問題

この間に議論はむしろ貯蓄銀行問題に移っていた。この問題はすでに1920年代半ばから競争相手として対立していた中央連合によってくり返し主張されていたが、調査委員会ではあらためて貯蓄銀行の振替業務の禁止、貯蓄銀行が享受している法人税と営業税の優遇制度廃止、法律による貯蓄銀行預金の上限設定、大口対人信用の制限（3万RM以上）、振替預金の制限、そして有価証券保有について公債に限定することが要求された。²⁷⁾

さらに別の立場から貯蓄銀行の再編を主張したのはプロイセン枢密顧問官でプロイセン國務省長官のノイマン（Erich Neumann）であった。かれは戦後インフレ期に本来の貯蓄銀行の性格が変化し、貯蓄金庫の銀行化が進んだが、こうした過程を推し進めたのがDSGV（ドイツ貯蓄銀行・振替連合）であり、それはマルクス主義的な社会化の過程でもあったと述べ、貯蓄銀行はワイマール期における短期小口信用、中間層信用という信用の空白部分に進出して大きな役割を果たしたと評価しつつ、他方でDSGVは全国振替組織を作ってライヒスバン

26) Kopper, S.104; 中央連合については上述のフィッシャー報告とヴィクトリウスの統計が関連している。また調査委員会でもドイチュ・バンク・ディスコントゲゼルシャフトの取締役ルンメル（Hans Rummel）は収益性の問題は結局経営指導の資質問題に左右されると報告している（Ders., Die Rentabilitätsfrage der Banken, ihre Unkosten und die Kalikulation. Die Versuche zur Rentabilitätsverbesserung, Unkostensparnis und Ertragssteigerung, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, Bd. 1, S.421-473.

27) Kopper, a.a.O., S.102.。

クの振替網に対抗したと批判した。それゆえノイマンは、大口預金を除いた貯蓄業務と中間層信用を中心とした業務に貯蓄銀行を制限し、DSGVと振替業務は解体して、他の組織に統合すべきと主張するのであった。²⁸⁾

これに対してDSGV会長のクライナーは貯蓄預金の銀行から貯蓄銀行へのシフトは国民諸階層における資産構造のシフトが原因であるとして、中央連合の要求を拒否しつつ、またノイマンのDSGV解体提案も拒否した。とくに貯蓄銀行は、ベルリン大銀行が軽視してきた中産層向けの中小対人信用に重要な役割を果たしてきたことを強調し、貯蓄業務とともにこの面での貯蓄銀行の重要な意義を主張したのである。²⁹⁾

(4) イェッセンの銀行改革論

『デア・ドイチェ・フォルクスヴィルト』誌連載の最終稿は、銀行制度調査委員会委員でもあるナチス理論家イェッセンによって締めくくられている。そこでは次のように銀行改革の方向性が示されている。

まずナチス経済の最終目標は、人種と歴史のなかに統一されているドイツ民族のために物的な生存基盤を生み出すことであると述べ、そのために1920年に作成された党綱領の中心にあるベルリン大銀行の国有化は不変であるとしている。しかしそこでイェッセンは国有化の意味を問い、それは国民的な意思の優位を国家の支援によって確保することであるとする。それゆえ国民的意志の優位が絶対であって、国有化そのものが目的なのではない。社会主義の下で国有化を国家による経営とだけ理解することは不可解であるとし、ナチ思想から、生産販売の国家的経営が必然的に結果するとことはありえないと述べている。むしろ国民的意志の優位という目標を達成するために、銀行改革問題はその手段を検討する場であるとして、イェッセンは目標達成のために二つの方法を提案するのである。それは第一に国家による銀行監督であり、第二にライヒスバンク

28) Neumann, Erich, Die deutschen Sparkassen, in: *Untersuchung des Bankwesens 1933*, Bd. 1, S.333-359.

29) Kleiner, Mittelstandskredit und Sparkassen, in: *Der deutsche Volkswirt*, 8. Jg., Nr. 3, S.97-99; Kopper, a.a.O., S.102-106.

によるコントロールである。これによって国家は銀行制度の領域に統一的な経済政策を実施可能となり、そこでは創造的な個人による大中小の銀行経営が健全に自然な状態で混在する銀行制度が創出されると述べるのである。³⁰⁾

このイエッセンの主張は、第一に従来のナチ党内の中間層社会主義派と資本主義との対立を統一し、本来の党綱領を維持しつつ、政権初期の経済的課題を現実的に解決する方向性を示したものだといえよう。その際、第二に、党綱領が秘めていた所有の問題を棚上げにし、むしろこの時期に明確化してくる個人の動機とイニシアティブを重視する「自由主義的」視点が銀行改革問題にも登場することを特徴としている。³¹⁾

Ⅳ. 1934年ライヒ信用制度法

（1） 草案から立法へ

アンケート調査委員会が銀行制度について議論をつづけているなかで、1933年11月10日にライヒスバンク内の「国民経済統計局」（Volkswirtschaftliche und Statistische Abteilung）は最初の信用制度法草案を作成した。これは信用銀行だけを対象として自己資本比率（最低10%）を規定したもので、抵当銀行や貯蓄銀行を除外した純粋な銀行法であった。ここではさらに信用制度監督局の業務や信用銀行の小口貯蓄業務の制限などが規定されていた。³²⁾

31年恐慌では流動性問題が金融機関の支払不能の直接的な原因とみなされていたにもかかわらず、第一草案ではその規定が見当たらず、また銀行監督についても権限拡大が示されなかったから、この草案は最小限の規定であると考えることができる。

30) Jessen, Jens, Zur Kritik an der Bankenenquête, in: *Der deutsche Volkswirt*, 8 Jg., Nr. 10, S.417-419.

31) イエッセンはのちの1940年、ナチス国家の「経済法ならびに構築されるべき経済秩序のために学術文書を作成する」ことを目的としたドイツ法律アカデミー第4部門「国民経済（経済学）の研究」の書記長として活動した。雨宮昭彦『競争秩序のポリティクス——ドイツ経済政策思想の源流——』東大出版会、2005年4月、200頁以降。

32) Kopper, a.a.O., S.112-115.

調査委員会の議論と報告を受けて、ライヒスバンクは34年2月半ば第2草案を作成した。ここでの第1草案との相違は、第一に法案の対象が信用銀行だけから抵当銀行と住宅建設貯蓄銀行を除くすべての金融機関へと拡大したことがある。すなわち貯蓄銀行がこの法案によって規制の対象となることは、これまで貯蓄銀行規制が一般的にはラント（州）法によってきたことを考えれば画期的なことであった。第二に金融機関の合併が監督局の聴取を必要としたことであり、これは監督局の権限拡大につながる。第三に外部資金の最低3割を有価証券と「正規の」手形で運用する規定が挿入された。これは33年10月の銀行法修正によるロンバード貸付拡大と関連して、銀行の流動性確保に関連する条項となる。³³⁾

第2草案は34年3月からライヒ経済省を中心に政府関係省庁内で検討され、そのなかで流動性と資本に関する規定を弾力的なものにすること、監督局の権限を政府から独立したものにするかどうかが協議されたが、もっとも大きな問題は政府がライヒスバンクの信用政策に影響力を及ぼしうるかどうかであった。議論はシャハトと党の間で対抗的に進行したが、シャハトが実際に兼任するようになる35年1月に半年先立って経済相シュミット（Schmitt）の代理を務めるようになると、彼は金融政策に対して指導的な役割を果たすことになった。その後草案では抵当銀行をも対象とする追加を挿入して10月4日アンケート委員会に提示された。11月にはヒトラーと側近に諮問され、監督局がライヒスバンク総裁のもとに編成されることを了承した。こうして12月4日法案は内閣で承認され、翌日「ライヒ信用制度法」（Reichsgesetz über das Kreditwesen vom 5. Dezember 1934）として発布されたのである。³⁴⁾

（2）ライヒ信用制度法とその評価

この法律内容の概略を示すと、第一の特徴は何と言っても、「銀行」（Bank）と「貯蓄銀行」（Sparkasse）の業務を法的に定義して金融機関を全国統一的な法的枠組みのなかに組み込んだことである。この法律の対象とされなかった組織と分野はライヒスバンクと金割引銀行、ライヒスポストと住宅建設会社、そ

33) Kopper, a.a.O., S.116f.

34) Kopper, a.a.O., S.117-122.; RGBI, Teil I, Nr.132, 1934, S.1203-1214.

して質屋であって、本稿の関係では貯蓄銀行が信用銀行と同一の法律によって共通に規制されるようになったことは重視されるべきである。

第二に信用業務と流動性に関する事項が明確に規定されたことである。とくに流動性では、現金流動性と手形・ロンバードクレジット適格証券を加えた流動性第一水準について規定された。ただし、その割合については、それぞれ外部資金の10%と30%を超えない範囲で監督局が決定するとされているから、ここにはライヒスバンクの権限留保を見て取ることができる。

そして第三は、すべての金融機関を対象として実施される銀行監督である。これはすでに導入されている31年9月の大統領緊急令を継承するものであるが、これまでの議論の経過からわかるように、銀行制度の再編よりは監督による金融混乱の防止というシャハトの考えが強く反映している部分と考えられる。金融業では、この法律に先立って34年9月以降、金融機関の自由な設立は認めらなくなっていた。

第四に貯蓄業務についても共通に規定され、とくに指摘されるべきことは、貯蓄口座と振替口座を区別して運営することが義務付けられたことである。これは貯蓄銀行がしばしば貯蓄口座の預金を振替取引に使っていたことを禁止したものと理解できる。

また第五にバランスシート提出義務をすべての金融機関に共通に課したことによって、ライヒスバンクは金融機関の全体像をはじめて統一的に把握可能となった。とりわけ貯蓄銀行はそれまで2ヵ月毎の提出で、また全国的にも統一されてなかったのである。

ここでわれわれは、銀行制度調査委員会からライヒ信用制度法にいたる多様な議論の過程をいかに評価することができるだろうか。これについてまずジェイムズは、シュワイツァーによるナチス反資本主義の敗北という評価、およびバルカイによる国家とライヒスバンクの統制強化という評価を受けて、「結果としてアンケート委員会の勝者は銀行とシャハトであった。銀行は国有化を逃れたのであった」と述べている³⁵⁾。またコッパーは「信用制度法はライヒスバン

35) James, *Verbandspolitik*, S.74; Schweitzer, Arthur, *Big Business in the Third Reich*, Bloomington/London, 1964, p.128-134.

クのイニシアティブで成立し、アンケート委員会の諮問結果はそれに正当性を与えた」と述べ、「シャハトの指導によって秩序政策の近代化が権力の分散した議会政治の場合よりも迅速に矛盾なく実現した。この法律は制度からは独立した時代遅れの近代化であって、1931年恐慌の経験を直接に受け継ぐものであった。」と述べている。実際ライヒスバンクは党利害に対抗しつつ金融制度と金融政策の独立性を守ったのであり、また信用銀行は国有化を逃れ、従来の業務と経営的独立性を保持したのである。³⁶⁾

(3) 銀行業の同質化

調査委員会の議論から法案作成作業、そして立法化にいたる過程において、いわゆる「同質化」が銀行業においても同時に進行していた。1934年2月27日の「ドイツ経済の有機的構成準備法」(Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft)によって、全国の民間銀行と公的銀行、さらに各種関係組織は「ライヒスグループ銀行1934」(Reichsgruppe Banken 1934)に強制加入させられることになったのである。そしてこの全国上位組織の指導者原理に基づいて、個別の金融機関は経済グループの「民間銀行業」「公法金融機関」「貯蓄銀行」「公的特殊銀行」「信用協同組合」「その他金融機関」に所属したのである。この金融組織の同質化過程において、中央連合はフィッシャーの指導の下に、34年3月初め「ドイツ銀行業・個人銀行ライヒ身分」(Reichsstand des deutschen Bank- und Bankiergewerbes)として名称を変更して存続を許されたのであった。そしてまたDSGVは1935年夏までに「経済グループ貯蓄銀行」として改組され、同時にクライナーが退任して新たにライヒ経済省次官ハインツェ(Johannes Heintze)が会長となり、ハインツェは以後経済省に忠実に、そして信用銀行と対立をひき起こさない貯蓄銀行の指導を引き受けることになった。³⁷⁾

V. おわりに

36) Kopper, a.a.O., S.124f.;

37) Kopper, a.a.O., S.109-112.

銀行制度調査委員会とそれをめぐる議論は、たしかにジェイムズやコッパーが指摘するようにシャハトと信用銀行の勝利を論証しているように見える。しかしエッセンの見解は、従来のナチ党社会主義派の要求を私的所有と調和的に解釈した「国有化」の自由主義的解釈と捉えることができるのであり、したがって信用制度法を民間銀行の勝利とみなすことは一面的であろう。

なぜなら第一に、銀行業の「同質化」によって金融機関諸業態が「ライヒスグルッペ銀行1934」へと統合され、これを通じてライヒ政府とライヒスバンクの経済・金融政策が効率的に執行可能となったこと、第二に銀行監督によって銀行業務をいわば事後的に指導することが可能になったことが指摘できるからである。³⁸⁾

しかしそれ以上に、1931年恐慌から「完全雇用」を達成する1936年までの金融機関全体の動向と33年以降における信用銀行と貯蓄銀行の対照的な回復過程、そして経営内容の転換をあわせて考慮するならば、けっして34年信用制度法がシャハトと信用銀行の勝利、または党の敗北を意味するとは言い切れないのである。この時期には、ナチス政府が国内資金をたくみに収集し、必要な軍需産業に流していく「ナチス金融構造」がしだいに姿を現してくるのである。ここで統合組織と銀行監督は、一方で一般的には機能可能な銀行制度の形成と維持を目的とし、他方で特殊的には、そしてこれがより重要なのだが、ナチス体制のなかで経済と金融を統制する手段として機能することになったのである。

その場合国家財政のための資金収集機構としては、何よりも本稿でも取り上げた貯蓄銀行がその重要な手段のひとつとして利用されるのであり、その機構の形成過程は31年恐慌において大きなダメージを受けた地方自治体を一つの媒介としながら進むのである。ナチス期貯蓄銀行の全体構造に立ち入ることは、これからの課題としたい。

38) Bähre, Inge Lore, Der Zusammenhang zwischen wirtschaftlicher Entwicklung und Bankenaufsicht von 1934 bis zur Gegenwart, in: *Bankhistorisches Archiv*, 8. Beiheft, Frankfurt/M. 1982, S.23ff.